

120ミリメートル

第
所
属
号

氏
名

生年月日

年 月 日 交付(二年間有効)

環境大臣

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十八
条第十一項の規定による証明書

写真ちよう付

環境省

印

八十ミリメートル

(裏面)

この証明書を携帯する者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律抜すい
(報告の徴収等)
第四十八条(略)

8257 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十條の六第一項、第十八條の二第一項、第十八條の八第一項又は第四十三條の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

119・10 第六項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなればならない。

12 第六項から第十項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

十九(略) 第四十八條第六項から第十項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同條第六項、第八項若しくは第九項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

二十(略)